

静岡県 第3期医療費適正化計画 進捗状況の調査・分析様式

1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

(出典：厚生労働省「レセプト情報・特定健診等情報データ」)

2017年度 (計画の 足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
55.6%	56.6%	57.8%	56.4%	58.8%		70%以上
第3期の 取組	<p>【県における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者、市町、民間企業、その他関係機関と連携して、受診促進啓発を行い受診率向上に取り組みました。また、がん検診と特定健診を同時に実施できる環境の整備や、健康無関心層への働き掛けに努めました。 ・ 国保ヘルスアップ支援事業を活用し、ナッジ等を活用した効果的な広報技術の習得を目的とした研修会や、PDCA サイクルに沿った事業実施の支援等を実施し、受診率向上に努めました。 ・ 市町の受診勧奨効果の検証やK D Bを活用した勧奨ターゲット層の予測等、市町の未受診者対策支援を行いました。 					
	<p>【保険者における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未受診者対策として、国保ヘルスアップ事業を活用した AI による対象者特性に応じた受診勧奨通知の送付や受診率の低い世代等に向けてイベントの実施やインセンティブ付与による受診勧奨など効果的な対策に取り組みました。 ・ 被扶養者の受診率が低いことから、レディース健診やインセンティブの付与、自宅への勧奨通知の実施などにも取り組みました。 ・ 年金事務所主催の退職者説明会における特定健診の受診 PR など、医療保険の切り替え対象者への啓発活動や若年層及び健康無関心層への意識向上を目的とした自己採血キットによる検査などにも取り組んでいます。 					

<p>第4期に向けた課題</p>	<p>【県の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度開始以降、受診率は増加傾向にありますが、2013年度に50%を超えて以降伸び悩んでおり、目標には届いていません。 ・特に、市町国保の受診率が低く、中でも特に40・50代の働き盛り世代の受診率が低いです。 ・さらに市町ごとの受診率に大きな差があります。 ・市町国保の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け受診率が低下したまま、未だにコロナ前の数値に戻っていません。 <hr/> <p>【保険者の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保は若年層（40～50代）の働き盛り世代の受診率が低いこと、社保は被扶養者の受診率が低いことが課題です。そのため、休日や夜間など受診しやすい環境づくりやがん検診との同時実施等による利便性の向上が必要です。 ・医療機関の定期受診者に係る検査結果を特定健診とする（みなし健診）体制整備が進んでいません。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により受診を控えている被保険者に対してのアプローチが課題となっています。
<p>第4期に向けた改善点</p>	<p>【県の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者、市町、民間企業、その他関係機関と連携し働き盛り世代の特定健診受診促進のためのポピュレーションアプローチをより一層強化します。 ・第3期データヘルス計画の策定年度に当たることから、同計画における静岡県の共通指標を新たに設定するなど、県における市町支援の強化を図ります。 ・引き続き、国保ヘルスアップ支援事業を活用した研修会等を実施します。 ・また、データ分析によって得られた知見をもとにした広報を強化して実施します。 <hr/> <p>【保険者の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層や働き盛り世代等への受診率の向上を目指すため、ICTを活用した申込の導入や年齢層及び過去の受診履歴を踏まえた受診勧奨の拡大、魅力的なインセンティブの実施など効果的な受診勧奨や受診しやすい環境づくりに取り組みます。 ・保険者協議会等を活用し、市町、医療保険者、医療関係機関等と連携した特定健診受診率の向上及び広報に積極的に取り組みます。

② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

(出典：厚生労働省「レセプト情報・特定健診等情報データ」)

2017年度 (計画の 足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
19.7%	24.8%	25.2%	26.0%	26.0%		45%以上
第3期の 取組	<p>【県の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診データの収集・分析に基づき地域の健康課題等を見える化し、生活習慣改善に向けた取組の動機付けとし、効果的な保健指導に繋がられるよう支援を行いました。 ・保険者及び実施機関の保健指導実施者を対象に研修会を開催し、保健指導の質の確保や、第3期の運用ルールの見直しを積極的に取り入れ、実施率向上に努めました。 ・国保ヘルスアップ支援事業を活用し、保健指導従事者に対する研修を実施し、保健指導担当者のスキルアップと実施率向上に努めました。 					
	<p>【保険者の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染予防対策として、WEB（オンライン）による保健指導を実施するなど、コロナ禍における保健指導の利用促進に取り組みました。 ・特定保健指導の一部を外部委託により実施することや医療機関で健診当日に保健指導ができる体制を構築することなど、保健指導を受けやすい環境づくりに取り組みました。 					

<p>第4期に向けた課題</p>	<p>【県の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度開始以降実施率は増加傾向にあり、全国平均を超えていますが、保険者間に大きな差があり、低い保険者の実施率を上げる必要があります。 ・実施率を上げるためには指導が必要な者に対し、有用なアプローチを図ることが必要です。 ・第4期特定健康診査等実施計画における評価体系の見直しにより、業績評価に対象者の変化によるアウトカム評価が導入されるなど、成果が求められます。 <hr/> <p>【保険者の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診の結果が良くないにも関わらず、保健指導を受けようとする対象者が少なく、保健指導の重要性についての理解や認識の向上が課題となっています。 ・特に、対象者年代が若い者ほど、訪問時に不在であることが多く、介入できない事例が多いなど40～50代の若年層の実施率が低いことが課題です。
<p>第4期に向けた改善点</p>	<p>【県の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診データの見える化を継続し、地域・保険者の健康課題を明確にして、予防すべき疾病や対象集団を明らかにし、効果的な保健指導が実施できるよう支援します。 ・特定保健指導の実施に関する好事例を情報収集し、提供します。 ・第3期データヘルス計画の策定年度に当たることから、同計画における静岡県の共通指標を新たに設定するなど、県における市町支援の強化を図ります。 <hr/> <p>【保険者の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日や夜間に保健指導ができる環境の整備やICTを活用した受診予約の実施、電話によるきめ細かな利用勧奨など、対象者に合わせた保健指導を実施します。 ・ドラッグストアでの特定保健指導の実施など、新たな利用機会を増やす方法を検討します。 ・特定保健指導に対する理解促進のPRやイメージアップに取り組みます。

③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

(出典：厚生労働省「レセプト情報・特定健診等情報データ」)

2017 年度 (計画の 足下値)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度 (目標値)
16.9%	16.5%	15.2%	12.3%	14.5%		25%以上の 減少
第 3 期の 取組	<p>【県の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診結果のデータ分析を市町単位・保険者単位で分析・評価することにより、地域・保険者の健康課題を明確にして予防すべき対象集団を明らかにし、保険者に結果の提供を行いました。また、生活習慣の見直し・改善を図る「ふじ33プログラム」や健康無関心層へ働き掛けるための事業を実施しました。 ・国保ヘルスアップ支援事業を活用し、保健指導従事者に対する研修を実施し、保健指導担当者のスキルアップと実施率向上に努めました。 					
	<p>【保険者の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健診データの分析により、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群について、他医療保険者との比較や経年推移による状況把握を行いました。 ・特定保健指導従事者研修等で資質向上を図るとともに、保健指導利用者にアンケートを実施し、指導に関する満足度や意見などを収集し従事者間で共有しました。 					
第 4 期に 向けた 課題	<p>【県の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタボリックシンドローム該当者の割合は少なく、全国でトップクラスです。しかしメタボリックシンドローム該当者・予備群は増加傾向にあります。 					
	<p>【保険者の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による外出及び運動機会の減少を解消するため、魅力あるイベントの開催や健康教室等の充実に努め、体重減少及びメタボリックシンドローム予防における、より一層の取組が必要です。 					

<p>第4期に向けた改善点</p>	<p>【県の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者へ経年的な分析結果を提供し、優先的な課題の解決・予防を支援するとともに、特定保健指導対象者の行動変容を導くことが出来るよう、保健指導従事者の育成を図り、メタボリックシンドロームを改善する対策に力を入れて取り組みます。 ・ 健康無関心層や働き盛り世代への働き掛けを強化し、企業等と連携した健康経営の視点を取り入れた健康づくりに取り組みます。 ・ 引き続き、保健指導担当者のスキルアップを目的とした研修を実施します。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【保険者の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい広報冊子の作成や特定保健指導に対する理解を深める健康イベントを実施するなど、被保険者の意識向上に取組みます。 ・ メタボリックシンドローム該当者及びハイリスク者等に対する健康リスクへの理解や行動変容を促す効率的なアプローチ等について、保健指導担当者を対象とした研修会等を通じてスキルアップを図り、保健指導の効果向上に努めます。
-------------------	--

④ たばこ対策に関する目標

2016 年度 (第 2 期 計画)	第 3 期計画期間					
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度 (目標値)	2023 年度
総 20.1% 男 31.6% 女 9.4%	-	総 18.6% 男 29.0% 女 8.7%	-	-	喫煙習慣の ある人の割合 (20 歳以上) 12.0%	-
第 3 期の 取組	【県の取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・世界禁煙デー・禁煙週間を中心に正しい知識の提供、啓発活動を実施しました。 ・地域保健従事者を対象としたたばこ対策研修会を開催しました。 ・妊産婦及び乳幼児の保護者向けのたばこに関するリーフレットを作成し、市町における健診等の機会を通じて配布しました。 ・禁煙外来、禁煙支援薬局名簿を作成し、配布しました。 ・毎年、県内全ての小学 5 年生に対して、たばこの害について啓発する「防煙下敷き」を配布し、喫煙防止教育を実施しました。 					
	【保険者の取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・世界禁煙デー・禁煙週間に合わせたポスター掲示等の普及啓発活動に取り組みました。また、若年層からの意識づけを目的として、県と共催で小学校の授業において喫煙防止教室を実施しました。 ・禁煙外来費用の全額補助やオンライン禁煙外来の無料実施など、保険者による独自の取組を行いました。 					

<p>第4期に 向けた 課題</p>	<p>【県の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙率は、減少傾向にあるものの、目標には達しておりません。 ・妊娠中の喫煙についても、減少傾向にあるものの目標値には届いておらず、「妊娠中の喫煙をなくす」ために一層の啓発を図る必要があります。 ・加熱式たばこ等の取扱いについて等、新たな情報を取り入れた研修会の開催や啓発活動が必要です。 ・「防煙下敷き」を配布した際に、児童が「たばこが怖い」などの反応を示すことが少なくなっている傾向が見られたため、効果的な喫煙防止教育を図っていく必要があります。 <hr/> <p>【保険者の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人への啓発に加え、地域と職域が一体となり連携した取組が必要です。 ・学生への啓発活動を継続して実施し、喫煙予防の強化を図る必要があります。
<p>第4期に 向けた 改善点</p>	<p>【県の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらなる喫煙率の減少に向けて、子どもを対象とした喫煙防止教育の実施や禁煙希望者への情報提供及び禁煙支援を実施します。 ・妊娠中の喫煙の減少に向けて、2022年度に作成した妊産婦及び乳幼児の保護者向けリーフレットを活用し、母子手帳交付時や健診等の機会を通じて、働きかけを行います。 ・加熱式たばこ等の取扱いについて、研修会や啓発活動により関係者へ周知します。 ・課題を踏まえて「防煙下敷き」のデザインの改訂を行ったため、新デザインの「防煙下敷き」を活用して、引き続き、小学5年生に対して喫煙防止教育を実施していきます。 <hr/> <p>【保険者の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界禁煙デー・禁煙週間に合わせ、地域と職域が連携した啓発活動などの取り組みを行っていきます。 ・子と保護者が喫煙や受動喫煙の知識を身につけ適切な行動がとれるよう、リーフレットの配布等、啓発活動を継続して行っていきます。

⑤ 予防接種に関する目標

<p>第3期の 取組</p>	<p>【県の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての市町において、居住市町での定期予防接種が困難な者に対する広域的な予防接種提供体制を整備し、接種率の向上を図っています。 ・2020年度に、積極的な勧奨を差し控えていたHPVワクチンの定期接種について、厚生労働省の動向を確認しながら、市町に対し、対象者へのリーフレット個別送付などを要請しました。 ・2021年度に、厚生労働省からHPVワクチンの定期接種について、2022年度より積極的な勧奨を再開するとともに、積極的な勧奨を差し控えている間に接種機会を逃した方に対し、3年間の時限措置としてキャッチアップ接種や償還払いの制度が示されたことから、実施主体である市町が円滑にHPVワクチン接種などに取り組めるよう、県医師会等の関係機関に周知しました。 ・2022年度は、HPVワクチン接種の積極的な勧奨の再開及びキャッチアップ接種や償還払いの時限措置について、実制度の対象者となる世代又はその家族に対して広く啓発するため、企業、高校、大学等に向けた周知依頼や広報誌への掲載等を行いました。 ・2022年度は、HPVワクチン接種後に生じた広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者に対して、より身近な地域において適切な診療を提供する協力医療機関について、これまでの2つの医療機関に加え、新たに1医療機関を指定しました。 ・2020年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大や、これに伴う2021年から新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種を実施していますが、定期予防接種への影響はほとんどなく、最も接種率が低下したのは高齢者の肺炎球菌ワクチンの約14%減となっています。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【保険者の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種について、個別勧奨通知の実施など接種率向上に取り組みました。
--------------------	--

<p>第4期に向けた課題</p>	<p>【県の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期接種ワクチンが増え、幼少期の接種スケジュールが過密になったことにより、2018年度以降減少傾向にあった誤接種の発生報告数は2021年度以降増加に転じています。 ・HPVワクチンの接種率向上に向け、HPV9価ワクチンの定期予防接種化を含むワクチンに対する正しい情報の提供のほか、引き続きキャッチアップ接種や償還払いの制度の周知を図る必要があります。 ・今後のHPVワクチン接種率向上に伴い、ワクチン接種後に生じた広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者に対する診療・相談体制のさらなる強化に取り組む必要があります。 ・また、2024年4月以降の新型コロナウイルスワクチン接種の取扱いについては国において議論されており、その方針を踏まえた各市町の体制整備を図る必要があります。 <hr/> <p>【保険者の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者として、HPVワクチン等の接種率向上に向けた取組に対して、どのようなことが出来るか検討する必要があります。
<p>第4期に向けた改善点</p>	<p>【県の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町及び医療機関における適切な予防接種の実施を支援していくため、市町や関係団体と連携し、誤接種防止に関する適切な情報発信や予防接種間違い防止チェックリストの改定等を適切に実施します。 ・HPVワクチンの接種率向上を図るため、有効性や安全性等の正確な情報の提供や、市町が実施するキャッチアップ接種や償還払いの制度について、市町と連携してより効果の高い県民への周知・啓発方法を検討します。 ・HPVワクチン接種後に生じた広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者に対して、より身近な地域において適切な診療を提供するための協力医療機関の連携強化を図るため、定期的に国の動向等の情報共有や意見交換等を実施します。 <hr/> <p>【保険者の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者として出来ることについて、県及び市町等と連携して検討します。

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

<p>第3期の 取組</p>	<p>【県の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 腎不全や人工透析の原因となる糖尿病性腎症を予防するため、「静岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し、保険者と協力し、重症化予防に取り組みました。 教育機関と連携した出前授業や、市町と連携した減塩対策、社員食堂での健康的な惣菜の提供支援、企業の協力を得た血圧測定の習慣化などにそれぞれ取り組みました。 静岡県循環器病対策推進協議会並びに同協議会脳卒中部会及び心血管疾患部会を立ち上げ、第1次静岡県循環器病対策推進計画を策定しました。 <hr/> <p>【保険者の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「重症化予防プログラム」を策定し、かかりつけ医・専門医との連携及び保健指導結果の共有等を実施する体制を構築し、重症化予防に取り組みました。 糖尿病性腎症重症化予防の取組として、2022年度から特定健診の結果により、特定の専門医療機関での尿中アルブミン検査費用の助成事業を実施し、再検査を促すことで、早期の医療介入に繋げることが出来ました。 賀茂地域1市5町の広域市町が連携して、2018年度～2022年度の5か年を対象に健診結果や受療状況を継続して支援していく「糖尿病等重症化予防事業」を展開し、高血圧・糖尿病・脂質異常症のハイリスク者に対する積極的なアプローチ等に取り組みました。
<p>第4期に 向けた 課題</p>	<p>【県の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> 腎不全や人工透析の原因となる糖尿病性腎症を予防するため保険者と協力し、糖尿病の重症化予防に取り組んでいく必要があります。 重症化予防対策を実施していますが、プログラムを策定していない保険者もあるため、地域の専門医・医師会等と連携しながら策定する必要があります。 循環器病対策として、個別施策の充実を図る必要があります。 <hr/> <p>【保険者の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「慢性腎臓病（糖尿病性腎症）重症化予防プログラム」を効果的に運用するため、医師会等との連携体制強化が課題となっています。 糖尿病の重症化対策の着実な実施やその他の生活習慣病についても対策を検討する必要があります。 重症化予防プログラムの策定や実施に当たって、保健師等人員不足など実施体制の強化が必要となっています。

<p>第4期に向けた改善点</p>	<p>【県の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の専門医・医師会等と連携・調整しながら糖尿病性腎症による透析患者数の減少に向け、2017年度に策定した重症化予防プログラムを活用し、市町、保険者、医療機関等との連携の強化により、生活習慣病の発症予防及び重症化予防の体制整備を進めます。 ・プログラムを策定していない保険者に対して、県のプログラムの周知に努め、各保険者がプログラムを踏まえた実施ができるよう支援します。 ・企業等と連携し、社員への健康的な惣菜の提供支援や血圧測定の習慣化の推進、県民への野菜摂取促進の取組などを一体的に実施し、減塩や排塩の高血压対策が実行できる環境整備を進めます。 ・次期静岡県循環器病対策推進計画を策定して、取組を着実に実施していくことで、生活習慣病等の重症化予防を図ります。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【保険者の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「慢性腎臓病（糖尿病性腎症）重症化予防プログラム」を効果的に運用するため、地域における市町・医療保険者・医療関係機関との連携をさらに強化し、事業の円滑な実施ができる体制を整備していきます。 ・生活習慣病の早期・確実な診断につなげるよう、特定健診結果に基づく受診勧奨を推進していくことが必要です。そのために、無関心層への効果的なアプローチ、広報活動の強化及び市民メールなどのICTを活用したポピュレーションアプローチ等の強化に取り組んでいきます。 ・重症化予防の推進にあたり、マンパワーの不足を補うため、関係機関の連携した取組や保健指導業務の外部委託などを推進し、業務の軽減を図ります。
-------------------	---

⑦ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

<p>第3期の 取組</p>	<p>【県の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県健康づくり応援サイト「ふじのくに むすびば」の利用促進やICTを活用した多様な通いの場を支援しました。 ・高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に実施するため、通いの場においてフレイル対策に取り組む管理栄養士、歯科衛生士のスキルアップ等を行いました。 <hr/> <p>【保険者の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の健康づくりと介護予防の一体的実施について、医療機関と連携して、通いの場を巡回したフレイル対策・ロコモ予防・低栄養対策・オーラルフレイル予防等の事業に取り組みました。 ・2024年度までに県内全市町での一体的実施事業を開始するため、県及び国保連合会と協力し、市町の医療データ等の分析や庁内の体制づくりに取り組みました。 ・被保険者の健康づくりを推進するため、企業と連携したウォーキング参加者へのインセンティブ等に取り組みました。
<p>第4期に 向けた 課題</p>	<p>【県の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した健康づくりや社会参加を推進し、身体、認知機能の低下を防止する必要があります。 ・生活習慣病予防に併せて、心身機能の低下に起因した疾病予防や高齢化に伴い増加するフレイルなどを予防し、要介護状態にならないように努める必要があります。 <hr/> <p>【保険者の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き盛り世代をはじめとした若年層の健康・介護予防に対する意識が低いことが課題となっていることから、生活習慣病予防やフレイル等の介護予防への意識づけを行うため、無関心層への効果的なアプローチ方法の検討や社会参加等への意識向上を図る必要があります。 ・介護予防事業などにおいて、リピーターのカバー率は高いが新規参加者が少ないため、周知方法や幅広く参加いただける事業内容の工夫等検討が必要です。 ・各事業所における健康づくり事業を支援し、参加者を増やしていく必要があります。

<p>第4期に 向けた 改善点</p>	<p>【県の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防に資する通いの場をさらに充実させるため、ICTを活用した健康づくりに係る市町の取組を支援します。 ・自立高齢者を増やすために、引き続きロコモティブシンドロームやサルコペニアの予防、フレイル対策に留意した運動の機能向上、低栄養対策としての栄養改善、誤嚥や肺炎防止のための口腔機能向上（オーラルフレイル対策）に取り組み、市町における介護予防の充実を図ります。 ・高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な実施を深化するため、個別的支援にも対応できる管理栄養士、歯科衛生士の育成を支援します。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【保険者の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりと介護予防の一体的実施について継続的に取り組むとともに、地域における関係者と連携して充実強化を図ります。 ・健康・介護予防に対する意識が低い働き盛り世代をターゲットとした公民連携による自発的な健康づくりを促すヘルスアプリの導入など、ICTを活用した意識啓発対策など新たな対策にも取り組みます。 ・事業所の担当者、健康管理事業推進委員などと連携したイベント等の開催により、健康づくりを進めていきます。
-----------------------------	--

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

(出典：厚生労働省「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」)

2017年度 (計画の 足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
74.8% NDBデータ 71.9%	79.1% NDBデータ 76.3%	81.6% NDBデータ 78.9%	83.5% NDBデータ 80.7%	83.4% NDBデータ 80.6%		80%以上
第3期の 取組	<p>【県の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品について、後発医薬品の選択肢があることを周知・情報提供した結果、市町国保においても目標値を達成する結果となり、医療費適正化の運用に寄与しました。 ・後発医薬品の適正使用を含めた患者への薬学的管理・指導を行う「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及を図りました。 <hr/> <p>【保険者の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品との具体的な差額を明示した通知や若い世代を対象とした利用促進チラシを送付するなど、後発医薬品への正しい知識や選択することによるメリット等について情報提供を行いました。 ・後発医薬品の選択を促すため、保険証更新時などにおいて、保険証やお薬手帳に貼付する後発医薬品希望シールを配布しました。 ・健康ポータルサイトに通知等を掲載するなど、ICTを活用した周知を行いました。 					
第4期に 向けた 課題	<p>【県の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、後発医薬品に関する正しい知識を県民に普及啓発していく必要があります。 <hr/> <p>【保険者の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品の普及について理解していただくため、県や医療保険者が医療機関と連携して取り組むことが重要だと考えます。 ・後発医薬品の供給不足が発生する事案もあったことから、国等からの情報提供や後発医薬品の安定供給対策を求めることが必要と考えています。 					

第4期に 向けた 改善点	<p>【県の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、後発医薬品の使用に関して、情報提供を行います。 ・2019年度から目標値である80%以上を達成していますが、引き続き県民の医薬品に関する相談役となる「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及促進を図ります。
	<p>【保険者の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に対する後発医薬品差額通知や後発医薬品希望シールの配布など、これまでの取組を継続して行います。 ・医療保険者だけでなく、医療機関や薬局等と連携した後発医薬品の理解促進、普及にも取り組んでいきます。

※計画に掲げる数値目標は、調剤レセプトの集計値であるが、NDBデータは、調剤レセプトに加えて院内処方（入院、院内調剤）及び紙レセプトを含むことから、より県内の状況が総合的に把握できるため、参考値として補記している。

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

<p>第3期の 取組</p>	<p>【県の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規指定保険薬局・保健薬剤師を対象とした集団指導において、「かかりつけ薬剤師・薬局」を含む調剤報酬制度の説明を実施し、周知を図りました。 ・「薬と健康の週間」（10/17～10/23）を中心にパンフレットなどにより薬の正しい使い方を周知しました。 ・県薬剤師会が設置する電話相談窓口「高齢者くすりの相談室」に助成支援し、高齢者等からの医薬品等に関する相談対応、相談内容を中心とした事例集の作成及び配布などを行いました。 ・医薬品の適正使用やかかりつけ薬剤師・薬局の役割等に関する県民向けの出前講座を実施しました。 <hr/> <p>【保険者の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の適正使用に向けて、多剤服薬者・重複服薬者に対して薬剤の使用状況などの通知発送や訪問指導等を実施しました。 ・リーフレットや健康ポータルサイトにおいて「かかりつけ薬局」やポリファーマシーなどの情報提供を行い、薬の正しい使い方について周知を行いました。
<p>第4期に 向けた 課題</p>	<p>【県の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等では複数の薬を服用する機会が多くなり、特に注意を要するため、医薬品等の適正使用を普及啓発していく必要があります。 <hr/> <p>【保険者の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者だけでなく、多剤・重複服薬者は依然として存在するため、医薬品の適正使用に関する通知や保健指導を継続していくことが必要であります。
<p>第4期に 向けた 改善点</p>	<p>【県の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、薬剤適正化に向けたかかりつけ薬剤師の周知を図ります。 ・引き続き、高齢者からの医薬品等に関する相談対応を支援するとともに、県民の医薬品に関する相談役となる「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及促進を図ります。 <hr/> <p>【保険者の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多剤・重複服薬者に対する通知や保健師による個別指導等、また、医薬品の適正使用に関するリーフレットの配布などによる高齢者等への周知に引き続き取り組んでいきます。

③ その他の医療の効率的な提供の推進に関する目標

<p>第3期の 取組</p>	<p>【県の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の自主的な取組を促すため、病床機能報告等のデータを地域医療構想調整会議等で提示しました。 ・医療・介護関係者等を対象とした研修、説明会を実施し、医療機能分化への理解や多職種間の連携促進を図りました。 ・地域課題ごとのワーキンググループの開催などを通じて、病院側の視点に立った実質的な検討を実施し、病院間の機能分担及び業務連携を推進しました ・ACPの重要性について、県民セミナーやタウンミーティング等で周知しました。 <hr/> <p>【保険者の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護を総合的に確保するため、多職種連携による体制づくりを構築するとともに、被保険者に対して地域包括ケア等の必要性について啓発を行いました。 ・重症化予防プログラムの作成にあたり、医師会・歯科医師会・薬剤師会に協力いただき、機能分担や業務連携について効果的かつ効率的に協議を行いました。
<p>第4期に 向けた 課題</p>	<p>【県の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床の機能分化・連携に向けて、行政機関、医療・介護関係者等で、地域の医療需要の将来推計や患者流出入の状況などの情報共有の場を増やすなど、継続的な取組が必要です。 <hr/> <p>【保険者の認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における医療・介護の体制を強化するため、地域包括ケアシステムの更なる深化を目的とした連携体制の強化が必要となります。

<p>第4期に 向けた 改善点</p>	<p>【県の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床の機能分化・連携とともに、地域における介護施設など受け皿の整備も重要となることから、地域医療構想調整会議や地域包括ケア推進ネットワーク会議において、保健医療計画、長寿社会保健福祉計画等の進捗状況の把握や、介護医療院への転換意向状況等について情報提供を行っていきます。 ・医療関係者、医療保険者その他の関係者との連携を図りつつ、地域の実情に合ったバランスの取れた医療機能の分化と連携を適切に推進するために必要な協議を、引き続き行っていきます。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【保険者の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における連携強化を図るため、地域医療構想調整会議を積極的に活用し、実効性のある取組を推進していきます。
-----------------------------	---

2. 保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する評価

<p>第3期の 取組</p>	<p>【県の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会等と連携し、市町を対象としたレセプト点検、第三者行為求償事務に係る研修会や医療給付専門職による巡回指導によりレセプト点検の強化を図りました。 <hr/> <p>【保険者の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域・職域・医療関係者による生活習慣病対策連絡会や地域医療構想調整会議等に参加し、関係機関との連携を図るとともに、保険者機能を発揮し、医療費適正化を図るため、第三者求償事務等に係る体制強化を行いました。 ・後期高齢者医療広域連合が開催する「医療懇談会」や国保連合会が開催する「保健事業支援・評価委員会」等の活用により、より効果的な保健事業を推進し、医療費適正化に向けた取組を強化しました。
<p>第4期に 向けた 改善点</p>	<p>【県の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト点検、第三者求償事務に係る研修会や医療給付専門職員による巡回指導等、医療費適正化に向けた取組の実施に当たり、国保連合会や各保険者等の関係団体と円滑に連携していきます。 ・2024年度改定となる「静岡県国民健康保険運営方針」に記載する保険給付の適正な実施や医療費適正化に取組ます。 ・目標達成に向けて、医療機関、国、県、医療保険者等の関係団体が一体となった更なる取組が求められています。 <hr/> <p>【保険者の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化に関する事業を強化するため、保健事業やレセプト点検などの委託業務の拡大や第三者求償事務等に関する体制の強化など、効果的かつ効率的な事業展開を行っていきます。 ・医療費適正化を推進するには、医療機関や薬局等関係機関等との連携を強化することが重要です。保険者協議会等さまざまな機会を活用して、医療費の適正化に一体となって取り組んでいきます。